

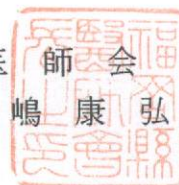
福岡県医発第103号(地)

平成17年 4月15日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



国民健康保険組合規約等の一部改正について

標記の件につきまして、下記の国民健康保険組合の規約等が一部改正された旨、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 島根県医師国民健康保険組合
2. 長崎県建設事業国民健康保険組合
3. 宮城県医師国民健康保険組合
4. 茨城県歯科医師国民健康保険組合
5. 滋賀県医師国民健康保険組合
6. 奈良県医師国民健康保険組合
7. 佐賀県医師国民健康保険組合
8. 中四国薬剤師国民健康保険組合

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

16国援第83号-17
平成17年3月31日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿
福岡県国民健康保険団体連合会理事長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

国民健康保険組合規約等の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり通知がありましたので、お知らせします。





健 第 2 0 1 3 号
平成 1 7 年 3 月 1 7 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

島根県健康福祉部健康推進課長



島根県医師国民健康保険組合の規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定により、申請のとおり認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知につきましてよろしくお願ひします。



島根県医師国民健康保険組合規約の一部を改正する規約

島根県医師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

1. 第13条第1項を次のとおり改める。
- 一 組合員及び准組合員は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額
 - 二 被保険者である家族は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額
- 但し、3歳に達する日の属する月以前である場合については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額

附 則

1. この規約は、平成17年10月1日から施行する。

対 照 表

現 行	改 正
(一部負担金) 第13条 保険医療機関又は保健薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の各号に定めるところによる。 一 組合員及び准組合員は、当該給付に要する費用の額の10分の2に相当する額 二 被保険者である家族は、当該給付に要する費用の額の10分の3 (入院した場合の療養の給付については、当該給付に要する費用の額の10分の2) に相当する額 但し、3歳に達する日の属する月以前である場合については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額 三 前各号の規定にかかわらず、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) は、当該療養の給付に要する費用の10分の1に相当する額 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後の場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者 (70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令 (昭和33年政令第362号) 第27条の2第1項に規定する者に限る。) について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額 2 前項の規程にかかわらず、老人保健法 (昭和57年法律第80号) の規定による医療を受けることができる者を除く。	(一部負担金) 第13条 保険医療機関又は保健薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の各号に定めるところによる。 一 組合員及び准組合員は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額 二 被保険者である家族は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額 但し、3歳に達する日の属する月以前である場合については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額 (同 文) (同 文) (同 文) 附 則 1. この規約は、平成17年10月1日から施行する。



16国保 第299号
平成17年3月22日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

長崎県福祉保健部国民健康保険室長(公印省略)

長崎県建設事業国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

このことについて、長崎県建設事業国民健康保険組合の一部負担金割合の改正に係る規約の変更に
ついて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可したので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきましてはご配慮をお願いします。

記

1 改正内容 (新旧対照表)

改 正 後	現 行
(一部負担金) 第10条 削 除	(一部負担金) 第10条 組合員である被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者を除く。)が保健医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける際の一部負担金の額は当該給付に要する費用の10分の1に相当する額とする。
1 組合員並びに組合員の世帯に属する被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者を除く。)が保健医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保健医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 次号から第4号までに掲げる場合以外の被保険者は10分の3。 二 3歳に達する日の属する月以前である場合10分の2。 三 70歳に達する日の属する月の翌日以降である場合(次号に掲げる場合を除く。)10分の1。 四 70歳に達する日の属する月の翌日以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌日以降である場合に該当するもの、その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27号の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは10分の2。	2 組合員の世帯に属する被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者を除く。)が、保健医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保健医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 次号から第4号までに掲げる場合以外の被保険者は10分の3。 二 3歳に達する日の属する月以前である場合10分の2。 三 70歳に達する日の属する月の翌日以降である場合(次号に掲げる場合を除く。)10分の1。 四 70歳に達する日の属する月の翌日以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌日以降である場合に該当するもの、その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27号の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは10分の2。

2. 施行年月日 平成17年4月1日





国 医 号 外

平成 17 年 3 月 24 日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

宮城県保健福祉部国保医療課長

(公 印 省 略)

宮城県医師国民健康保険組合の一部負担金等の改正について (通知)

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知方につきましてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 宮城県医師国民健康保険組合規約改正新旧条文対照表 (一部負担金関係)

新 条 文	旧 条 文
第3章 保険給付 (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 第1種組合員及び第2種組合員は、当該給付に要する費用の額の10分の3。 「以下省略」	第3章 保険給付 (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 第1種組合員及び第2種組合員は、当該給付に要する費用の額の10分の2。 「以下省略」

2 施行年月日 平成17年4月1日



担当：保健福祉部国保医療課
国保指導班 伊 藤
TEL 022-211-2564
FAX 022-211-2593



厚 指 第 6 4 2 号
平成17年3月10日

各都道府県国民健康保険主管部(局)長 殿

茨城県保健福祉部長
(公印省略)

茨城県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について

標記のことについて、茨城県歯科医師国民健康保険組合から、一部負担金割合の改正を含む組合規約の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可したのでお知らせします。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正内容

新	旧
(一部負担金等) 第11条 同右	(一部負担金等) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。
1) 次号から第4号に掲げる場合以外の場合 イ 組合員 <u>10分の3</u> ロ 組合員の家族 <u>10分の3</u>	1) 次号から第4号に掲げる場合以外の場合 イ 組合員 <u>10分の2</u> ロ 組合員の家族 <u>入院 10分の2</u> <u>その他 10分の3</u>
2) 同右	2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
3) 同右	3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 10分の1
4) 同右	4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

2. 施行年月日
平成17年4月1日





滋 医 険 第 160 号
平成 17 年(2005 年) 3 月 8 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

滋賀県健康福祉部医療保険課長
(公印省略)

滋賀県医師国民健康保険組合の一部負担金の改正
について (通知)

滋賀県医師国民健康保険組合から、一部負担金について認可申請があり、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定により、申請のとおり認可しましたので、その旨を通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。



担当 医療保険課
国保指導担当 川原
電話 077-528-3568

現 行	改 正 後
第三章 保険給付 (一部負担金) 第十条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける組合員及び准組合員並びにそれ以外の被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 次号から<u>第3号</u>までに掲げる場合以外の場合。 <u>十分の二</u> <u>2</u> 七十歳に達する日の属する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) <u>十分の一</u> <u>3</u> 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第一項について同条第二項に規定する者に限る。）について同条第二項に規定するところにより算定した所得が同条第三項に規定する額以上のとき <u>十分の二</u>	第三章 保険給付 (一部負担金) 第十条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける組合員及び准組合員並びにそれ以外の被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 次号から<u>第4号</u>までに掲げる場合以外の場合。 <u>十分の三</u> <u>2</u> <u>三歳に達する日の属する月以前である場合</u> <u>十分の二</u> <u>3</u> 七十歳に達する日の属する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) <u>十分の一</u> <u>4</u> 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第一項について同条第二項に規定する者に限る。）について同条第二項に規定するところにより算定した所得が同条第三項に規定する額以上のとき <u>十分の二</u>

附則 この規約は平成十七年四月一日から施行する。



保 福 第 7 2 2 号

平成 1 7 年 3 月 8 日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

奈良県福祉部保険福祉課長

(公印省略)

奈良県医師国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について

このことについて、奈良県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正を含む規約の変更について、国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、申請のとおり認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関への周知につきましてご配慮をお願いいたします。

担当 福祉部保険福祉課
国保係 小 西
TEL 0742-27-8546



奈良県医師国民健康保険組合 規約変更新旧対照表（一部負担金割合関係）

1. 改正内容

改 正 後	改 正 前
第16条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得る額を、一部負担金として当該保険医療機関等に支払わなければならない。 (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の3</u> (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2	第16条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得る額を、一部負担金として当該保険医療機関等に支払わなければならない。 (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の2</u> (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

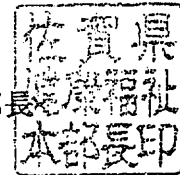
2. 施行年月日 平成17年4月1日



国保第 1241 号
平成17年 2月25日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長 様

佐賀県健康福祉本部長



佐賀県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条の2の規定に基づき、認可したので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきましてよろしくをお願いします。

記

- 1 改正内容 別紙のとおり
- 2 施行年月日 平成17年4月1日



（ 担当：国民健康保険課 ）

(別紙)

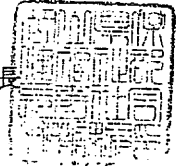
現行	改正規約
第3章 保険給付 (一部負担金) 第15条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。) 1. 組合員は当該療養の給付に要する費用の<u>10分の2</u>に相当する額とする。 2. 組合員の世帯に属する家族は当該療養の給付に要する費用の<u>入院外については10分の3に相当する額とし、入院については、10分の2に相当する額とする。</u> ただし、3歳に達する日の属する月以前である場合の入院外については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。 3. 組合員の世帯に属する従業員は当該療養の給付に要する費用の<u>10分の2</u>に相当する額とする。 4. 前各号の規定にかかわらず、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該療養の給付に要する費用の10分の1に相当する額とする。 5. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定するものに限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。	第3章 保険給付 (一部負担金) 第15条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。) 1. 組合員は当該療養の給付に要する費用の<u>10分の3</u>に相当する額とする。 2. 組合員の世帯に属する家族は当該療養の給付に要する費用の<u>10分の3</u>に相当する額とする。 ただし、3歳に達する日の属する月以前である場合の入院外については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。 3. 組合員の世帯に属する従業員は当該療養の給付に要する費用の<u>10分の3</u>に相当する額とする。 4. 前各号の規定にかかわらず、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該療養の給付に要する費用の10分の1に相当する額とする。 5. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定するものに限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。



長 寿 第 1 2 8 0 号
平成 1 7 年 1 月 2 8 日

岡 山 県 医 師 会 長
岡 山 県 歯 科 医 師 会 長
岡 山 県 薬 剤 師 会 長
岡 山 県 柔 道 整 復 師 会 長
岡 山 社 会 保 険 事 務 局 担 当 課 長
岡 山 県 社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金 幹 事 長
岡 山 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 事 務 局 長
各 都 道 府 県 国 民 健 康 保 険 主 管 課 長

岡山県保健福祉部長寿社会対策課長



中四国薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の変更予定について（通知）

このことについて、中四国薬剤師国民健康保険組合から、別添（写し）のとおり、一部負担金割合を変更する予定である旨の周知依頼がありましたので、お知らせします。

なお、正式には、平成 1 7 年 3 月末日までに開催される組合会において規約の変更について議決の上、認可申請がされる予定です。

変更内容等は以下のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。

記

1 保険者名

中四国薬剤師国民健康保険組合

(岡山市表町1丁目11番28号、 TEL 086-231-1738)

2 変更内容（予定）

現 行		
被保険者区分		一部負担金の割合
組合員	一 般	2 割
	3 歳未満	—
	70歳以上一般	1 割
	70歳以上一定以上所得者	2 割
家 族	一 般	2 割
	3 歳未満	2 割
	70歳以上一般	1 割
	70歳以上一定以上所得者	2 割

→

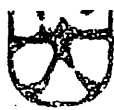
変 更 後（予定）		
被保険者区分		一部負担金の割合
組合員	一 般	3 割
	3 歳未満	—
	70歳以上一般	1 割
	70歳以上一定以上所得者	2 割
家 族	一 般	3 割
	3 歳未満	2 割
	70歳以上一般	1 割
	70歳以上一定以上所得者	2 割

→

3 施行年月日

平成 1 7 年 4 月 1 日以降診療分から





中四薬剤国保発第462号
平成17年 1月20日

岡山県長寿社会対策課 課長 様

岡山市表町1丁目11番28号

中四国薬剤師国民健康保険組合
理事長 赤松 昌



一部負担割合（給付割合）の変更について（依頼）

時下、寒中の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当国保組合では、被保険者が保険医療機関並びに保険薬局等において療養の給付を受ける際の一部負担金の割合を、医療保険を取り巻く情勢に鑑み下記のとおり変更することになります。

つきましては、誠にお手数ですが関係機関への周知方について何分のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新たに3割負担とする被保険者証は、平成17年4月1日から平成18年9月30日までの、18ヶ月間を有効期間として交付いたしますので窓口における取扱いについても合わせてよろしくお願い申し上げます。

記

1. 一部負担割合（給付割合）

被保険者区分	変 更 前	変 更 後
組 合 員	2 割（給付割合8割）	3 割（給付割合7割）
家 族	2 割（給付割合8割）	3 割（給付割合7割）

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については、法に定める割合により変更ありません

2. 施行年月日 平成17年4月1日以降診療分より

